

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	健康増進事業に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

泉大津市は、健康増進事業に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護を実施していることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

大阪府泉大津市長

公表日

令和7年11月7日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康増進事業に関する事務
②事務の概要	・健康増進法の規定に基づき、健康増進事業である各種がん検診（胃がん検診、肺がん検診、大腸がん検診、乳がん検診、子宮頸がん検診）、肝炎ウイルス検診、骨粗鬆症検診、歯周疾患検診の実施に関する事務を行う。 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）別表第二に基づき、情報提供に必要な情報を中間サーバーに格納する。 また、他機関が保有する情報について、中間サーバーを介して情報照会を行う。
③システムの名称	健康管理システム（住民健診）
2. 特定個人情報ファイル名	
成人健診ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表111の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第54条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<div><div>[実施する]</div><div><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</div></div>
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令 <情報照会> 第2条の表139の項 <情報提供> 第2条の表139の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康こども部健康づくり課
②所属長の役職名	健康づくり課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課 〒595-8686 大阪府泉大津市東雲町9番12号 TEL 0725-33-1131
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	泉大津市健康こども部健康づくり課 〒595-0013 大阪府泉大津市宮町2番25号 TEL 0725-33-8181
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上	
	[1万人以上10万人未満]	
いつ時点の計数か	令和7年9月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満	
	[500人未満]	
いつ時点の計数か	令和7年9月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし	
	[発生なし]	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[☐]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[☐]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[☐]接続しない(入手) [☐]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
<div>特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か</div>	<div>[十分である]</div>	<div><選択肢></div> <div>1) 特に力を入れている</div> <div>2) 十分である</div> <div>3) 課題が残されている</div>
8. 人手を介在させる作業		
<div>[] 人手を介在させる作業はない</div>		
<div>人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か</div>	<div>[十分である]</div>	<div><選択肢></div> <div>1) 特に力を入れている</div> <div>2) 十分である</div> <div>3) 課題が残されている</div>
<div>判断の根拠</div>	<div>事務が生じた際には、複数人での確認を行い、リスク対策を行っている。</div>	

9. 監査		
実施の有無	☒ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 9) 従業員に対する教育・啓発	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員等に対し、教育研修を実施している。各研修においては受講確認を行い、見受講者に対しては再受講の機会を付与し、関係する全ての職員が研修を受講するための措置を講じている。また、特定個人情報を受け渡す際は、パスワードによる保護を行うことを徹底している。これらの対策を講じていることから、従事者に対する教育・啓発は十分に行っていると考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年7月1日	I 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一 第76項	番号法第9条第1項、別表第一 第76項 「番号法別表第一の主務省令で定める事務を	事後	
令和1年7月1日	I 5. 評価実施機関における 担当部署	泉大津市健康福祉部健康推進課	泉大津市健康福祉部健康づくり課	事後	機構改正による課名の変更
令和1年7月1日	I 5. 評価実施機関における 担当部署	健康推進課長	健康づくり課長	事後	機構改正による課名の変更
令和1年7月1日	I 8. 特定個人情報ファイル の取り扱いに関する問い合わせ	泉大津市健康福祉部健康推進課	泉大津市健康福祉部健康づくり課	事後	機構改正による課名の変更
令和1年7月1日	IVリスク対策	なし	項目追加	事後	
令和4年3月1日	I 1. 特定個人情報ファイル を取り扱う事務	健康増進法の規則に則り成人健診情報の管理、案内通知の出力、統計報告資料作成、	・健康増進法等の規定に基づき、健康増進事業である各種がん検診（胃がん検診、肺がん	事前	情報提供ネットワークシステムへの情報連携を実施予定
令和4年3月1日	I 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	実施しない	実施する	事前	情報提供ネットワークシステムへの情報連携を実施予定
令和4年3月1日	I 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		＜情報照会＞ 番号法第19条第8号別表第二第102の2の項	事前	情報提供ネットワークシステムへの情報連携を実施予定
令和4年3月1日	I 5. 評価実施機関における 担当部署①部署	泉大津市健康福祉部健康づくり課	健康こども部健康づくり課	事後	機構改正による部名の変更
令和4年3月1日	I 8. 特定個人情報ファイル の取り扱いに関する問い合わせ	泉大津市健康福祉部健康づくり課	健康こども部健康づくり課	事後	機構改正による部名の変更
令和4年3月1日	IV6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)	[]接続しない(入手) []接続しない(提供)	事前	情報提供ネットワークシステムへの情報連携を実施予定
令和4年3月1日	IV6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		十分である	事前	情報提供ネットワークシステムへの情報連携を実施予定
令和4年3月1日	IV6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		十分である	事前	情報提供ネットワークシステムへの情報連携を実施予定
令和7年9月30日	I-3 個人番号の利用	番号法第9条第1項別表第一第76項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第54条	番号法第9条第1項 別表111の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第54条	事後	
令和7年9月30日	I-4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	＜情報照会＞ 番号法第19条第8号別表第二第102の2の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第50条 ＜情報提供＞ 番号法第19条第8号別表第二第102の2の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第50条	番号法第19条第8号に基づく主務省令 ＜情報照会＞ 第2条の表139の項 ＜情報提供＞ 第2条の表139の項	事後	
令和7年9月30日	II-1 対象人数	令和4年2月21日時点	令和7年2月21日時点	事後	
令和7年9月30日	II-1 取扱者数	令和4年2月21日時点	令和7年2月21日時点	事後	
令和7年9月30日	IV-8 人手を介在させる作業	なし	項目追加	事後	
令和7年9月30日	IV-11 最も優先度が高いと考えられる対策	なし	項目追加	事後	